



ドコモの ペット保険

トータルケア

[ペット医療費用保険（包括契約）]

- ・ご契約のしおり
- ・約款

※本商品は2018年3月30日をもって新規受付を終了いたしました。

なお、既に本商品にご加入いただいているご契約についてはこれまでどおりご継続いただけます。

本冊子は、ご契約について大切なことをわかりやすく説明しております。
ご一読いただき、契約満了まで大切に保管してください。

「ドコモのペット保険 トータルケア」は、アイペット損害保険株式会社が提供する
「ペット医療費用保険（包括契約）」の愛称です。

目次

ご契約のしおり

ご契約について

商品の仕組み	P2
補償内容	P3
保険期間	P5
ご契約の解約について	P5
対象ペットが死亡した場合(失効)	P5
ご利用料金(保険料相当額)払込みのスケジュール	P6
自動継続について	P7
契約内容の変更について	P7

保険金のご請求について

保険金を請求できる方	P8
保険金請求手続きの流れ	P9
窓口精算について	P10
直接請求について	P11

個人情報・制度について

個人情報の取扱い	P12
会社破綻時の取扱い	P13
ご相談・苦情に関するお問合せ窓口	P13

約款

ペット医療費用保険普通保険約款	P14
-----------------	-----

ご契約のしおり

ご契約について

商品の仕組み



当商品は、アイペット損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）を引受保険会社とし、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）を保険契約者および取扱代理店とし、ご加入者様を被保険者（保険の対象となる方）とする包括契約（以下「保険」といいます。）です。

保険の対象となるペットが保険期間中に傷病を被って日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、被保険者が負担した診療費が補償されます。

補償内容

引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合

補償の対象となるペットが保険期間中に傷病を被り、その直接の結果として、対象ペットが日本国内の動物病院で診療を受けたことによって被保険者が負担した通院、入院、手術の対象となる診療費に、補償割合を乗じた額をお支払いします。お支払いする保険金の支払限度額および支払限度日数(回数)は、以下の通りとします。

『ドコモのペット保険 トータルケア』 補償プラン

	70%プラン	50%プラン
補償割合	70%	50%
通院【支払限度額・日数】	1日あたり 12,000 円まで [年間22日まで]	1日あたり 12,000 円まで [年間22日まで]
入院【支払限度額・日数】	1日あたり 30,000 円まで [年間22日まで]	1日あたり 12,000 円まで [年間22日まで]
手術【支払限度額・回数】	1回あたり 15 万円まで [年間2回まで]	1回あたり 10 万円まで [年間2回まで]
補償限度額【年間】	最大 122.4 万円	最大 72.8 万円
保険期間	1年間(2年目以降は自動的に継続となります。)	

!
お申込み後に補償プランの変更はできません。

通院とは	診療が必要な場合において、対象ペットを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。 »»1日に2回以上通院した場合であっても、「通院1日」の支払限度額の適用となります。
入院とは	診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。 »»日帰り入院の場合は、「入院1日」の適用となります。
手術とは	診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。 【手術における支払限度額の適用について】 「手術の定義」に該当し、かつ「通院」または「入院」の支払限度額を超えない場合は、手術回数を適用せず、通院または入院日数のみを適用します。 »» 保険金(手術費含む)>通院・入院の支払限度額→手術回数を適用します。 »» 保険金(手術費含む)≤通院・入院の支払限度額→手術回数は適用しません。

「手術の定義」に該当する例

- ・全身麻酔下における骨折のギプス固定
- ・異物誤飲により、全身麻酔下において内視鏡で除去する処置
- ・歯肉炎に対する全身麻酔下のスケーリング

「手術の定義」に該当しない例

- ・術前検査、術後の経過観察(抜糸等)のみの通院
- ・内視鏡による組織生検

引受保険会社が保険金をお支払いできない主な場合

既往症・先天性異常 等	<ul style="list-style-type: none">保険期間が始まる前から被っていた傷病保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	<ul style="list-style-type: none">犬パルボウイルス感染症犬ジスタンパーウイルス感染症犬パラインフルエンザ感染症犬伝染性肝炎犬アデノウイルス2型感染症狂犬病犬コロナウイルス感染症犬レプトスピラ感染症猫汎白血球減少症猫カリシウイルス感染症猫ウイルス性鼻気管炎猫白血病ウイルス感染症 <p>※疾病の発症日がその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除きます。</p>
予防に関する費用 等	<ul style="list-style-type: none">予防目的の際の初診料、再診料 等予防のためのワクチン接種費用 等 <p>※ワクチン接種が原因で生じた傷病の場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none">フィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用 等 <p>※駆虫薬を「傷病の治療」として用いる場合を除きます。</p>
傷病にあたらないもの	<ul style="list-style-type: none">正常な妊娠・出産、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および傷病 等去勢、避妊、乳歯遺残、停留睾丸、臍ヘルニア、そけいヘルニア、歯石取り、歯切り・歯削り(不正咬合を含みます。)、爪切り(狼爪の除去を含みます。)、耳掃除、肛門腺しづり、断耳および断尾 等 <p>※他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対しての処置を行った場合を除きます。</p>
検査・代替医療 等	<ul style="list-style-type: none">健康体に行われる検査、健康診断 等中国医学(鍼灸を除きます。)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酸素療法 等
健康食品・医薬部外品 等	<ul style="list-style-type: none">入院中の食餌に該当しない食物および療法食 等獣医師が処方する医薬品以外のもの(サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品 等)
治療費以外の費用 等	<ul style="list-style-type: none">シャンプー剤(薬用および医薬品を含みます。)、イヤーコリーナー(医薬品を含みます。) 等治療の一環として動物病院内で使用されるものを除きます。 <ul style="list-style-type: none">時間外診療費および往診料等の診察加算料(初診料、再診料等の基本診察料に加算される費用)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、入浴費用(トリミング、グルーミング 等)、文書料、動物病院へ行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用 等安樂死、遺体処置および解剖検査 等マイクロチップの埋込費用 等
自然災害によるもの	<ul style="list-style-type: none">地震または噴火、これらによる津波、風水害等の自然災害によって被った傷病
保険契約者・被保険者の行為によるもの	<ul style="list-style-type: none">保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病 等

!
上記は保険金をお支払いできない主な場合です。詳しくは「ペット医療費用保険普通保険約款」をご確認ください。

保険期間

当商品の保険期間は1年です。

ご契約の解約について

ご加入のご契約を解約される場合は、マイページの「ご契約の解約」画面で解約手続きを行ってください。

お手続き日の属する月の末日をもって補償は終了します。

解約されても、ご利用料金の返還はありません。ぜひ継続されることをご検討ください。

- ⚠️
- ・ご加入者様の d アカウントが失効した場合、その月の末日をもって補償は終了します。
 - ・クレジットカードでのお支払いの場合、毎月 2 日に当社においてご登録いただいたクレジットカードの有効性が確認できない場合は、その月の末日をもって補償は終了します。
 - ・ご加入者様の d アカウントに係る回線契約について、解約、改番、承継、名義変更、電話番号保管などを行われた場合、その月末をもって補償は終了します。

対象ペットが死亡した場合(失効)

対象ペットが死亡した場合は、保険契約は失効となり、マイページでのお手続きが必要となります。この場合、領収したご利用料金より未経過期間に対応するご利用料金を日割りをもって計算した額を所定のお手続き完了後に返還いたします。

- ⚠️
- ペットの死亡日以降にお手続きをされる場合は、マイページにてペットの死亡日を証明する書類(診療明細書、死亡診断書 等) のアップロードが必要となります。ペットの死亡日を証明する書類がない場合は、マイページにてお手続きを行った日がご契約の失効日となります。

ご利用料金(保険料相当額)払込みのスケジュール

ケータイ合算払いの場合

初月のご利用料金は、補償開始月の翌月のケータイ料金*の請求に合算いたします。

2か月目以降のご利用料金は、ご利用月の翌月に請求させていただきます。

請求書については、毎月10日～16日頃の期間に順次発行させていただきます。

*補償開始月のケータイご利用分（基本使用料、通話・通信料など）

【ケータイ合算払いの場合のスケジュール例】申込受付日が4/15の場合



クレジットカード払いの場合

初月のご利用料金は、補償開始月の1～10日に請求いたします。

ご加入者様の口座からの引落日につきましては、カード会社により異なりますので、発行元カード会社へお問合せください。

自動継続について

保険期間は 1 年単位でご加入者様からマイページでのお手続きがない限り、**お手続き不要で次年度も同じ保険商品での継続となります。**

継続を希望される場合のお手続きは不要です

満期解約する（継続を希望されない）場合はお手続きが必要です

満期解約をされる場合は、マイページでのお手続きが必要となりますので、満期前に当社よりメールにて送付される「継続契約についてのご案内」の内容をご確認のうえ、満期日までにお手続きをしてください。

※ご利用料金（保険料相当額）は継続後の保険期間の初日のペットの満年齢に応じて毎年変わります。

詳しくは「ドコモのペット保険」のサイトをご覧ください。

継続契約については、補償が終了する日の1か月前を目安として、継続契約の内容（保険金額、保険料相当額等）を記載した「継続契約についてのご案内」をご加入者様にご連絡*いたします。保険期間が終了するまでにご加入者様の解約のお手続きがない限り、「継続契約についてのご案内」の内容にてご契約が自動継続されます。

*「継続契約についてのご案内」は、ご加入者様が登録されたメールアドレスへの配信にて行います。



- ・引受保険会社による商品改定等により、継続後の保険料相当額、補償内容等が変更となる場合があります。
- ・当社と引受保険会社との間で包括契約が終了した場合には、自動継続はされず、満期日をもって補償は終了します。
また、その際は別途ご加入者様にご連絡いたします。
- ・保険料は、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。

契約内容の変更について

マイページにて、加入者情報、ペット情報の変更のお手続きが可能です。

保険金のご請求について

保険金のご請求手続きについてご説明いたします。

保険金のお支払い事由が生じた場合はもちろんのこと、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合もドコモのペット保険サポートデスク(0800-919-0360)までお気軽にご連絡ください。

下記①～④の方を「被保険者」といい、保険金を請求することができます。

保険金を請求できる方	
① 記名被保険者	保険証券(申込書)の被保険者欄に名前が記載されている方
② 記名被保険者の配偶者	記名被保険者の夫または妻
③ 記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族	記名被保険者の子、同居の親、祖父母 等
④ 記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子	仕送りを得て別居している学生の子ども 等

⚠️ 保険金請求者が20歳未満の場合は、保険金請求の際に親権者の同意(署名)が必要となる場合があります。

保険金請求手続きの流れ

保険金のお支払いに関する業務は、引受保険会社であるアイペット損害保険株式会社が行います。

保険金の請求方法

保険金の請求の方法には、動物病院の窓口でご加入者様負担分のみをお支払いいただくことができる窓口精算と、引受保険会社へ直接保険金を請求する2通りがあります。

対応動物病院で窓口精算する場合

引受保険会社であるアイペット損害保険株式会社が提携している全国の動物病院（アイペット対応動物病院）の窓口で、「ドコモのペット保険トータルケア」の保険証を提示すると、その場でご加入者様負担分のみをお支払いいただくことができます。

窓口精算された場合は、**保険金請求書類の記入・郵送は不要です。**

動物病院窓口で
「保険証」を提示して
ください

窓口での精算が可能か
どうかを対応動物病院
にて確認します

OK!

お会計時に保険による補償分
を除いた診療費のみをお支払
いください
[「窓口精算について」⇒P.10](#)

NG
直接請求になります
[「直接請求について」⇒P.11](#)

引受保険会社に直接請求する場合

対応動物病院ではない動物病院で診療を受けられた場合は、窓口で診療費の全額を一旦お支払いいただき、後日保険金の請求額を封書にて引受保険会社までご郵送ください。

お会計時に動物病院へ
診療費の全額を一旦お
支払いください

保険金請求書類一式を
封書にて郵送してくだ
さい

書類到着後、30日以内に
保険金がご指定口座に振
込まれます

[「直接請求について」⇒P.11](#)

窓口精算について

アイペット対応動物病院において「保険証」を提示して窓口精算を受けられた場合は、被保険者に代わってその対応動物病院が当社へ保険金を請求、受領することとなります。

アイペット対応動物病院とは…

全国の動物病院と提携（アイペット対応動物病院）し、動物病院の窓口でペット保険「トータルケア」の保険証を提示すると、その場で保険による補償分を除いた診療費のみのお支払いで済む「窓口精算」が可能です。

窓口精算をされた場合は、保険金請求書類の記入・郵送は不要です。

アイペット対応動物病院



アイペット損害保険株式会社

▲このステッカーが目印です

※アイペット対応動物病院はアイペット公式ホームページで検索できます。

アイペット全国動物病院検索

検索

<https://www.ipetclub.jp/vh/>



アイペット対応動物病院の窓口で「保険証」
を提示してください



ドコモのペット保険トータルケア 保険証

動物病院にて、保険契約の有効性確認を行います

保険契約の有効性確認とは
アイペット対応動物病院が当社に対して、ご加入者様の「ご契約が有効であるか」
「窓口での精算が可能な条件を満たしているか」を確認することをいいます。

診療終了後、お会計時に保険による補償分を除いた
診療費のみをお支払ください

保険金請求書類の記入・郵送の必要はありません。

窓口精算ができない場合の例

▽「アイペット対応動物病院」以外の動物病院で診療を受けた場合

▽アイペット対応動物病院窓口にて保険契約の有効性確認ができない場合

- ・被保険者が動物病院へ「保険証」を持参し忘れた場合
- ・保険期間外に診療を受けた場合

※保険の有効性確認ができない場合において窓口精算された場合、後日保険金の返還請求をさせていただく場合がございます。

▽その他

- ・被保険者ではない方が診療費を負担した場合
- ・支払限度日数(回数)を超えた場合 等

直接請求について

動物病院の窓口で診療費の全額を一旦お支払いいただき、後日保険金請求書類を封書にて引受保険会社であるアイペット損害保険株式会社までご郵送ください。

保険金請求に必要な書類が到着した後、30日以内*に引受保険会社より保険金をお支払いします。

*保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合は、下表のとおりとします。

特別な調査や照会等が必要となる場合の事由	期間
保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された災害の被災地域における、保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

必要な 保険金請求書類	発行される 場合		備 考	書類入手方法
	動物病院で診療明細書が 記載されている場合	動物病院で診療明細書が 記載されていない場合		
保険金請求書兼同意書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	保険金をご請求される被保険者ご本人がご記入ください。	<ul style="list-style-type: none">マイページよりダウンロードアイペットより郵送
診療明細書(原本)	<input type="radio"/>		<ul style="list-style-type: none">●被保険者氏名●ペットのお名前●動物病院情報 (病院名・所在地・電話番号)●診察日●診療項目(○○検査、○○薬など)とそれぞれの料金 <p>が記載されていることをご確認ください。</p>	・動物病院
領収証(原本)		<input type="radio"/>	動物病院等の記名・押印があることをご確認ください。	・動物病院
アイペット指定の 診療明細書		<input type="radio"/>	動物病院にお持ちになり、記入していただいてください。	<ul style="list-style-type: none">マイページよりダウンロードアイペットより郵送
	2点	3点		

上記保険金請求書類の準備ができましたら、封書にて下記までご郵送ください。

書類送付先

〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR六本木麻布台ビル
アイペット損害保険株式会社 保険金サービスグループ 宛

! ご提出いただいた診療明細書等の書類はご返却できませんのでご注意ください。文書発行・作成費用は、ご加入者様のご負担となります。

保険金の支払いが完了した後、引受保険会社より支払完了通知を送付します。

個人情報・制度について

個人情報の取扱い

当社は、「ドコモのペット保険」の提供等にあたり、②に定める利用目的の達成に必要な範囲内で以下の個人情報を取り扱いします。また、個人情報の取得にあたっては適法かつ公正な手段を用います。

①取得するお客様情報

a. 保険契約に関する情報

- ・被保険者の氏名
- ・被保険者の生年月日
- ・被保険者の住所
- ・被保険者の性別
- ・被保険者ご連絡先電話番号
- ・被保険者のメールアドレス
- ・加入を希望する保険の内容
- ・保険申込情報
- ・その他保険手続に付随して取得した情報

b. お支払に関する情報

- ・お支払口座等の情報
金融機関の口座番号、口座名義、クレジットカード番号 等
- ・ご利用料金等に関する情報
お支払状況・お支払方法等のご利用料金に関する情報 等

②利用目的

- a. 保険に関連する業務のため
- b. 当該業務に関するご意見・ご要望・お問い合わせ等への対応のため
- c. 当該業務に関するキャンペーンその他販売促進施策等の実施のため
- d. 当該業務に関する販売状況・ご利用状況の分析、各種施策実施のための分析および当該施策の効果測定、新サービス企画のための分析、サービス品質改善・応対サービス向上のための分析その他各種分析・調査の実施のため
- e. 当該業務に関するネットワーク等の障害・不具合・事故発生時の調査・対応のため
- f. 当該業務に関する不正利用・不払いの発生防止および発生時の調査・対応のため

③個人情報の第三者提供等

当社は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、本人の権利利益に最大限の配慮を払いつつ、個人情報を第三者に提供することができます。

- a. 本人から同意を得た場合
- b. 法令に基づく場合
- c. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- d. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- e. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

当社は、引受保険会社であるアイペット損害保険株式会社に対して、上記①「a. 保険契約に関する情報」を提供いたします。アイペット損害保険株式会社の本契約に関する個人情報の取扱い*については、以下の通りとさせていただきます。

① 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

② 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報（個人番号および特定個人情報を除く）を、以下の目的に必要な範囲で利用します。

- a. 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供（保険契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務等）
- b. 当社グループ会社・提携先企業会社とその関連会社・当社代理店の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
- c. 市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
- d. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- e. お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

③ 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（個人番号および特定個人情報を除く）を提供しません。

- a. 法令に基づく場合
- b. 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店、動物病院等の業務委託先に提供する場合
- c. 当社のグループ会社および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合
- d. 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合

④ 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

- a. 保険契約の募集に関わる業務
- b. 損害調査に関わる業務
- c. 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
- d. 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- e. 個人番号関係事務に係る業務

詳しくはアイペット損害保険株式会社ホームページのプライバシー・ポリシー (<http://www.ipet-ins.com/privacypolicy>) をご覧ください。

*ご不明な点は、アイペット損害保険株式会社までお問合せください。

個人情報の取り扱いに関する相談窓口

当社の個人情報の取扱いにつきまして、ご意見・ご要望がございましたら、下記相談窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

「株式会社 NTTドコモ 本社お客様相談室」

連絡先：03-5156-3030(有料)

受付時間：午前 10時～午後 6時

(土日祝日・年末年始を除く)

会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。当保険は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

ドコモのペット保険サポートデスク

通話
無料 0800-919-0360

受付時間

月～金 10:00-18:00
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

指定紛争解決機関

アイペット損害保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

TEL : 0570-022808 (ナビダイヤル：有料)

受付時間：平日 9:15-17:00

受付日：月～金曜日(祝日・休日および12/30～1/4を除く)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/>

約款

ペット医療費用保険普通保険約款

第1章

用語の説明

普通約款およびこの保険契約に適用される特約において、次にかかげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。

用語	説明
危険	傷病を被る可能性をいいます。
継続契約	普通約款に基づく保険契約のうち、次にかかげる事項の両方にあてはまるものをいいます。 ① 継続前契約の保険期間の末日(継続前契約がその末日より前に解除となっていた場合はその解除日)の翌日を保険期間の初日とすること。 ② 対象ペットが同一であること。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書および告知書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めるものをいいます。(注) (注)他の保険契約または共済契約に関する事項を含みます。
失効	この保険契約のすべての効力を所定の事由が生じた時以降失うことをいいます。
手術	診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。
傷病	① 傷害 対象ペットが急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ② 疾病 対象ペットが被った①以外の傷病をいいます。
傷病の原因が生じた時	① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時をいいます。 ② 疾病については、獣医師法(昭和24年法律第186号)に定める獣医師が診断した発症の時(ただし、先天性異常にについては、獣医師の診断によりはじめて発見された時)をいいます。獣医師が被保険者である場合は、被保険者以外の獣医師をいい、以下同様とします。
初年度契約	普通約款に基づく保険契約のうち、継続契約以外のものをいいます。
診療	獣医師または獣医師の指示により動物病院の従業員が行う発症の原因を究明するための診察(検査を含みます)およびその診察に基づく治療行為ならびにこれらに付随する一連の医療行為をいい、予防措置を含みません。
代位	権利を有する者に代わってその者の権利を取得することをいいます。
対象ペット	保険証券(保険証券に代わる書面を含みます。以下「保険証券等」といいます。)記載の動物をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
通院	診療が必要な場合において、動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。

用語	説明
動物病院	獣医療法(平成4年法律第46号)に定める診療施設をいいます。
入院	診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
被保険者	① 保険証券等記載の被保険者(以下「本人」といいます。)のほか、次にかかげる者をいいます。 ア. 本人の配偶者 イ. 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ウ. 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ② ①の本人と本人以外の被保険者との続柄は、対象ペットに傷病の原因が生じた時におけるものをいいます。 ③ ①の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかつたものとして取り扱います。
普通約款	このペット医療費用保険普通保険約款をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険証券等記載の保険期間をいい、当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時(保険証券等にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻)に始まり、末日の午後12時に終わります。なお、時刻は、日本国の標準時によるものとします。
保険金	入院、手術または通院に基づき算出する保険金をいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が契約締結時から生じなかつたものとなることをいいます。

第2章 保険金を支払う場合、支払わない場合

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が負担した診療費が次にかかる両方にあてはまる場合は、その診療費に対して、普通約款に従い保険金を支払います。

- (1) 対象ペットが傷病を被ったことによる診療費であること。
- (2) 保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること。

第2条(保険金を支払わない場合－その1)

- 1 当会社は、保険期間が始まった後でも、傷病の原因が生じた時が保険料領収前である場合は、保険金を支払いません。
- 2 当会社は、保険期間中に被った傷病であっても、この保険契約が初年度契約であるときは、傷病の原因が生じた時が保険期間の始まる前である場合は、保険金を支払いません。
- 3 当会社は、保険期間中に被った傷病であっても、この保険契約が継続契約であるときは、傷病の原因が生じた時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の始まる前である場合は、保険金を支払いません。

第3条(保険金を支払わない場合－その2)

- 1 当会社は、次にかかる事由のいずれかによって被った傷病に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失。なお、保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (2) 被保険者の精神障害、泥酔状態、心神喪失または薬物依存等による行為
 - (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - (4) 対象ペットに対して給餌または給水等基本的な管理を怠ったこと
 - (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (6) 地震または噴火、これらによる津波、風水害等の自然災害
 - (7) 核燃料物質(使用済核燃料を含みます。)もしくは核燃料物質(前に同じ。)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (8) 第5号から第7号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (9) 第7号以外の放射線照射または放射能汚染
- 2 当会社は、別表1にかかる事由のいずれかによって被保険者が負担した診療費に対しては、保険金を支払いません。
- 3 当会社は、被保険者が負担した予防のためのワクチン接種費用またはフィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用(ただし、傷病の治療に対してこれらの駆虫薬を用いる場合を除きます。)に対しては、保険金を支払いません。ただし、ワクチン接種が原因で生じた傷病に対する診療費については保険金を支払います。
- 4 当会社は、被保険者が負担したマイクロチップの埋込費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条(損害の額)

- 1 当会社は、被保険者が負担した診療費から第3条(保険金を支払わない場合－その2)に定める保険金を支払わない場合にあてはまる診療費等を差し引いた診療費(以下、「損害の額」といいます。)につき、その診療が行われた地において一般に認められる金額に対して、保険証券等記載のてん補割合を乗じた額を保険金として支払います。ただし、平常の生活に支障がない程度に傷病がなおった時以降の診療費については、損害の額に含みません。
- 2 被保険者がこの普通約款に関して当会社と提携する機関から第1項に定める費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を負担したものとして、第1項、第5条(保険金の限度額)および第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定により算出した保険金をその機関に支払います。

第5条(保険金の限度額)

- 1 第4条(損害の額)に定める保険金は、保険証券等記載の診療の形態ごとに定める支払限度額を限度とし、それぞれに対応する保険証券等記載の限度日数または限度回数を限度として支払います。なお、1傷病につき複数回の手術が必要な場合は、1傷病であっても保険証券等記載の限度回数を、1日に複数回通院した場合であっても、保険証券等記載の1日あたりの限度額をそれぞれ適用します。
 - (1) 入院または入院中に手術が行われた場合
 - ① 入院のみの場合
入院における1日あたりの支払限度額 × 入院日数
 - ② 入院中に手術が行われた場合
入院における1日あたりの支払限度額 × 入院日数 + 手術における1回あたりの支払限度額 × 手術回数

- (2) 通院または通院当日に手術が行われた場合
① 通院のみの場合 通院における1日あたりの支払限度額
② 通院当日に手術が行われた場合 通院における1日あたりの支払限度額+手術における1回あたりの支払限度額×手術回数
- 2 第1項に定める限度日数および限度回数は、保険期間中に診療がなされたものに限ります。

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注)の合計額が、第4条(損害の額)に定める損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- (1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額(注)

- (2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第4条(損害の額)に定める損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

- (注) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第7条(他の傷病の影響)

- 1 保険金支払の対象とならない傷病の影響によって、保険金を支払うべき傷病の程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- 2 正当な理由がなく被保険者または保険契約者が診療を受けさせなかったことにより、傷病が重大となったときも、第1項と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第8条(告知義務)

- 1 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約の締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- 2 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合は事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 この保険契約が継続契約である場合は、第1項の規定を適用しません。ただし、この保険契約における支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の支払責任を拡大するものである場合は、同項の規定を適用することができます。
- 4 第2項の規定は、次にかかげる場合のいずれかにあてはまるときは、適用しません。
- (1) 第2項に定める事実がなくなった場合
- (2) 当会社が保険契約締結の際、第2項に定める事実を知っていた場合または過失によってその事実を知らなかつた場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者が、その事実の告知を妨げた場合またはその事実を告知しないこともしくはその事実と異なることの告知を勧めた場合を含みます。
- (3) 当会社のために保険契約の媒介を行うことができる者が、保険契約者または被保険者が第2項に定める事実の告知を妨げた場合
- (4) 当会社のために保険契約の媒介を行うことができる者が、保険契約者または被保険者に対し、第2項に定める事実の告知をしないことまたはその事実と異なることの告知を勧めた場合
- (5) 保険契約者または被保険者が、対象ペットが傷病を被る前に、告知事項につき、訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告知されても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- 5 第4項第2号から第4号の規定は、各号に定める保険媒介者および代理人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第2項に定める事実を告知しなかつた場合はその事実と異なることを告知したと認められる場合は、適用しません。
- 6 第2項に定める解除は、当会社が同項に定める解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合は、適用しません。
- 7 第2項に定める解除が傷病を被った後に適用された場合であっても、第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- 8 第7項の規定は、第2項に定める事実に基づかずして被った傷病については、適用しません。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券等記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、この保険契約は無効とします。

第11条(保険契約の失効)

- 1 保険契約締結の後、対象ペットが死亡した場合は、対象ペットの死亡した時を証明する書類により、対象ペットの死亡した時からこの保険契約は失効します。
- 2 第1項の規定にかかわらず、対象ペットの死亡した時を証明する書類がない場合は、契約者または被保険者からの書面による通知のあった時からこの保険契約は失効するものとします。

第12条(保険契約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面または当会社の定める通信手段による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第14条(重大事由による解除)

- 1 当会社は、次にかかげる事由のいずれかにあてはまる場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷病を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - (3) 保険契約者が次のいずれかにあてはまること。
 - ① 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (4) 第1号から第3号までにかかげるもののほか、保険契約者または被保険者が、第1号から第3号までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- 2 当会社は、次にかかげる事由のいずれかにあてはまる場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
 - (1) 本人が第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれかにあてはまること。
 - (2) 本人以外の被保険者が第1項第3号①から③までまたは⑤のいずれかにあてはまること。
- 3 第1項または第2項に定める解除が傷病を被った後に適用された場合であっても、第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、第1項各号または第2項各号のいずれかの事由が生じた時から解除が適用された時までに被った傷病に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 - (注1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
 - (注2) 第2項第1号の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、第2項第2号の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

第15条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第16条(保険料の返還または請求－告知義務の場合)

- 1 第8条(告知義務)第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- 2 当会社が、保険契約者に対し第1項の規定による追加保険料の請求をしたにもかかわらず、保険契約者が相当の期間内にその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 第1項の規定による追加保険料を請求する場合において、第2項の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第17条(保険料の返還－無効または失効の場合)

- 1 保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第10条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合は、保険料を返還しません。
- 2 保険契約が失効となる場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第18条(保険料の返還－取消の場合)

第12条(保険契約の取消)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第19条(保険料の返還－解除の場合)

- 1 第8条(告知義務)第2項、第14条(重大事由による解除)第1項および同条第2項または第16条(保険料の返還または請求－告知義務)第2項の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- 2 第13条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第20条(傷病を被った場合の通知)

- 1 対象ペットが傷病を被った場合は、保険契約者または被保険者は、傷病の原因が生じた時からその日を含めて30日以内に傷病を被った状況および傷病の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときは、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害または傷病の調査に協力しなければなりません。
- 2 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反した場合、または同項に定める書面もしくは書類に事実と異なることを記載し、または書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条(保険金の請求)

- 1 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - (1) 入院および手術に関する保険金については、対象ペットが平常の生活ができる程度になおった時、退院した時または傷病の原因が生じた時からその日を含めて40日を経過した時のいずれか早い時
 - (2) 通院に関する保険金については、対象ペットが平常の生活に支障がない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が20日に達した時または傷病の原因が生じた時からその日を含めて40日を経過した時のいずれか早い時
- 2 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表3にかかる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- 3 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次にかかる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
 - (2) 第1号に定める者がいない場合または第1号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - (3) 第1号および第2号に定める者がいない場合または第1号および第2号に定める者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または第2号以外の3親等内の親族
- 4 第3項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- 5 当会社は、傷病の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第2項にかかるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

6 当会社は、保険契約者または被保険者が次にかかる場合のいずれかにあてはまるときは、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (1) 正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合
- (2) 第2項または第5項に定める書類に事実と異なる記載をした場合
- (3) 第2項または第5項に定める書類もしくは証拠を偽造または変造した場合

第22条(保険金を支払う時期)

1 当会社は、被保険者が別表3にかかる書類のうち当会社が求めるものの提出を完了した日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次にかかる事項のすべてについて確認を終え、保険金を支払います。

- (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、傷病の原因、傷病を被った状況、傷病の有無および保険証券等記載の対象ペットにあてはまる事実
- (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無
- (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷病の程度、傷病の原因と傷病との関係、診療の経過および内容
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由にあてはまる事実の有無

2 第1項の確認をするため、次にかかる特別な照会または調査が不可欠な場合は、同項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が別表3にかかる書類のうち当会社が求めるものの提出を完了した日からその日を含めて次にかかる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。また、次にかかる日数の両方にあてはまる場合は、第1号に定める日数とします。

- (1) 第1項各号の事項を確認するための、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項各号の事項の確認のための調査 60日

3 第1項および第2項にかかる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつてもしくは必要な協力をわなかった場合は、当会社は、これにより確認が遅延した期間については、第1項および第2項に定める期間に算入しないものとします。

4 第1項または第2項に定める保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第23条(当会社の指定する獣医師による診察等の要求)

1 当会社は、第20条(傷病を被った場合の通知)に定める通知または第21条(保険金の請求)に定める請求を受けた場合は、傷病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する獣医師が作成した対象ペットの診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

2 当会社は、第1項に定める診断または死体の検案(死亡の事実を獣医学的に確認することをいいます。)のために要した費用は、当会社が負担します。

第24条(時効)

保険金請求権は、第21条(保険金の請求)第1項に定める時から3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第25条(代位)

1 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の権利を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

- (1) 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- (2) 第1号以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 第1項第2号の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する第1項または第2項に定める債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする書類および証拠の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社が負担します。

第26条(保険契約者の変更)

- 1 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、普通約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- 2 第1項に定める移転を行う場合は、保険契約者は書面の提示をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- 3 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に普通約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第27条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第28条(準拠法)

普通約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1(第3条第2項関係)

- (1) 保険期間が始まる前から被っていた対象ペットの傷病
- (2) 次にかかる疾病およびこれらに起因する疾病。ただし、その疾病的発症日がその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除きます。

犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎および猫白血病ウイルス感染症

- (3) 対象ペットの正常な妊娠・出産、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および傷病
- (4) 去勢、避妊、乳歯遺残、停留睾丸、臍ヘルニア、そけいヘルニア、歯石取り、歯切り・歯削り(不正咬合を含みます。)、爪切り(狼爪の除去を含みます。)、耳掃除に起因するすべての処置および肛門腺しばり。ただし、他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対しての処置を行なった場合を除きます。
- (5) 断耳、断尾および美容整形のための処置
- (6) 第3号から第5号に定める処置に他の診療を併行して行った場合の第3号から第5号に定める処置(麻酔費用を含みます。)
- (7) 健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用(健康体を想定して行われた検査費用を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査費用は含みません。)
- (8) 入院中の食餌に該当しない食物および療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの(健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等)
- (9) 中国医学(鍼灸を除きます。)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酸素療法等の代替医療
- (10) シャンプー剤、薬用シャンプー剤、医薬品シャンプー剤およびイヤーコリーナー(いずれも、動物病院内で処置に用いられるものを除きます。)
- (11) 入浴費用(トリミング、グルーミング等に係る費用を含み、獣医師の指示により院内で行われる薬浴に係る費用は除きます。)
- (12) 時間外診療費および往診料等の診察加算料(初診料、再診料等の基本診察料に加算される費用をいいます)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、予防目的のための初診料および再診料、文書料、動物病院へ行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用
- (13) カウンセリング料、相談料、指導料およびセカンドオピニオン
- (14) 安楽死、遺体処置および解剖検査

別表2(第19条第2項関係)

短期料率表

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	30%	37%	43%	49%	56%	62%	68%	75%	81%	87%	94%	100%

別表3（第21条第2項関係）

保険金請求書類

必要書類
1. 保険金請求書
2. 動物病院発行の診療明細書または診療計算書（注1）
当会社が必要に応じて求める書類
3. 保険証券等（写）
4. 当会社の定める傷病状況報告書
5. 公の機関（やむを得ない事由がある場合には、第三者）の事故証明書
6. 傷病の程度または手術の内容を証明する獣医師の診断書
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
9. その他当会社が第22条（保険金を支払う時期）第1項各号に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類 または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1） 動物病院発行の診療明細書または診療計算書において、被保険者名、対象ペット名、受診日（通院、入院および手術の区別）、診療内容、診療項目ごとの金額内訳など保険金支払に必要な項目が明らかでない場合には、別途、獣医師が記入および押印した診療項目別診療明細書を当会社に提出しなければなりません。

（注2） 保険金の請求を第三者に委任する場合に限ります。